

広島市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書 (当初調整給付が不足する方)

対象となる広島市定額減税補足給付金(不足額給付)とは

令和6年度に実施した「当初調整給付」では、令和5年の所得情報などを基に推計した令和6年分推計所得税額を用いて定額減税しきれないと見込まれる額を算定し、支給しています。そのため、令和6年分の所得が確定したのちに、「本来給付すべき所要額」と「当初調整給付所要額」との間で差額が生じ、結果として支給額に不足が生じた方に、その差額(不足額給付額)を支給します。

- ※ この申請書は、広島市定額減税補足給付金(不足額給付)を受給するために、申請が必要な方が使用するものです。
- ※ 申請された場合、広島市において支給要件に該当するか審査の上で、お知らせ等をお送りしますので、ご確認ください。

【本様式での申請が必要な方】

令和6年1月2日以降に他の市区町村や国外から広島市に転入し、令和7年1月1日時点で広島市に住所があった方で、誓約・同意事項の支給要件に該当する方

(注)「支給確認書」または「支給のお知らせ」が届いた場合は、本申請書の提出は不要です。
支給確認書等の記載内容に沿ってお手続きください。

広島市長 殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

1.申請者(本人)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所	
	明治・大正・昭和・平成		
	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
令和6年1月1日時点の住所 (令和6年度分個人住民税の課税自治体の確認のため)		令和6年度に実施済みの当初調整給付の支給対象者であったかどうか (いずれか該当する項目に○をしてください。)	
		支給対象者であった	支給対象者でなかった
		○	○

2.給付金受取口座の指定

申請者(本人) 名義の口座をご記入ください(下記の代理による受給を希望する場合を除く。)

金融機関名		支店名	分類	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください				
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	口座番号 ※右詰めでお書きください				
金融機関番号		店番号						
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください					
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をご記入ください。	1 0 ※							

【現金書留による支給を希望する場合】 どうしても口座による受け取りができない方は、下記の欄に☑を入れてください。

該 当 者 の み		銀行口座(ゆうちょ銀行を含む)を持っていないため、 現金書留による支給を希望	(注意) 口座振込を優先して行うため、現金書留による支給は口座振込よりも支給が遅くなります。送付先住所の確認等を行う可能性があるため、日中に連絡のつく電話番号を記載してください。
-----------------------	---	---	---

【代理申請・受給を希望する場合】 下記の太枠内にご記入いただき、裏面をご確認の上、必要書類を添付してください。

該 当 者 の み	代理人 氏名	フリガナ 氏名	代理人生年月日	本人との関係	委任者(1の申請者)氏名
			明治 大正 昭和 平成		左記の者を代理人と認め、給付金の 確認・請求 受給 を委任します。 (該当の項目を○で囲ってください)
	代 理 人 住 所		年 月 日		委任者の署名
	日中に連絡可能な電話番号 ()				

※法定代理人の場合は、「委任者(1の申請者)氏名」欄への記入は不要です。

●代理人と認められる場合(申請者との関係)

法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人または補助人
親族等: 親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

- ① 下記の支給要件に従い広島市において算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には不足額給付は支給されません。

【支給要件】

I+II(合計額を1万円単位に切り上げる。)-Ⅲ>0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額^{※2}

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

※2 令和6年分所得情報等により広島市において算出します。

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※3} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※3 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

Ⅲ 当初調整給付所要額

- ② 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 本給付金の受給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

(令和6年度に新たに住民税均等割非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付を受給している方のみ)

- ⑤ 「令和6年度に新たに住民税均等割非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給した後に、令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)が生じるような個人住民税の修正はありません。

(当初調整給付の支給対象者でなかった方のみ)

- ⑥ 当初調整給付は対象外であり、受給していません。

提出書類

☐ 『広島市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類)

※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など

☐ 給付金受取口座

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(マイナンバーカード(顔写真面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれか1点)

※ 健康保険証(介護保険証は除く。)の場合は、「記号」、「番号」及び「保険者番号」を、年金手帳の場合は、「基礎年金番号」を見えないよう(紙で隠してコピーする、コピー後にマジック等で塗りつぶしをするなど)にしたものを提出してください。

※ 代理人による場合は、申請者及び代理人の本人確認書類が必要です。また、代理人と申請者の関係性を確認できる書類(法定代理人の場合は登記事項証明書など、親族等の場合は住民票や戸籍謄本など)も提出してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードなど(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が分かる部分)

☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

※令和6年度分個人住民税の合計所得金額や定額減税しきれない額が分かる書類(所得証明書など)

(当初調整給付の支給対象者であった場合)

☐ 『当初調整給付の支給確認書、支給決定通知書の写し(コピー) など』

※令和6年度に実施された当初調整給付の額が分かる書類

※当初調整給付の支給対象者でなかった場合は提出の必要はありません。

※記入漏れや提出書類の不備がないか、提出前に再度ご確認ください。